東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録免許税法」を「登録免許税法等」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。

第三条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条中「第十条の三の二第三項」を「第十条の三の三第三項」に、「第十条の三の二第一項」を「第十条の三の三第一項」に改め、同条第一号中「第十二条の三の二第一項第一号」を「第十二条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十二条の三の二第一項第二号」を「第十二条の三の三第一項第二号」に改め、同条を第三条の三の三とする。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三の二　法第十条の三の二第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十二条の三の二第三項第一号に掲げる者　その者から提出された次に掲げる書類

イ　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十二条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

ロ　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第十二条の三の二第三項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第三条の八を次のように改める。

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第三条の八　法第十一条の六第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第十一条の六第一項の規定の適用を受ける場合　市町村長又は特別区の区長のその者の有していた家屋でその居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。次号において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

二　法第十一条の六第二項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる書類

イ　法第十一条の六第二項に規定する被相続人（イにおいて「被相続人」という。）に係る次に掲げる書類

(1)　市町村長又は特別区の区長のその者の有していた家屋でその居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋（以下この号において「被相続人所有家屋」という。）が東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

(2)　被相続人所有家屋に係る登記事項証明書その他これに類する書類で、当該被相続人が当該被相続人所有家屋を(1)に規定する居住の用に供することができなくなった時（以下この号において「家屋滅失時」という。）の直前において有していたことを明らかにするもの

(3)　被相続人所有家屋の所在地を管轄する市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた当該被相続人の住民票の写し（ロ(3)に規定する譲渡をした日から二月を経過した日後に交付を受けたものに限る。）、戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で、当該被相続人が家屋滅失時の直前において当該被相続人所有家屋を居住の用に供していたことを明らかにするもの

ロ　法第十一条の六第二項の土地等（ロにおいて「土地等」という。）の譲渡をした者に係る次に掲げる書類

(1)　譲渡をした土地等に係る登記事項証明書その他これに類する書類で、当該譲渡をした者が当該土地等を有していたことを明らかにするもの

(2)　譲渡をした者の戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で、当該譲渡をした者がイに規定する被相続人の相続人（包括受遺者を含む。）に該当することを明らかにするもの

(3)　譲渡をした土地等の所在地を管轄する市町村長（指定都市の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた当該譲渡をした者の住民票の写し（当該譲渡をした日から二月を経過した日後に交付を受けたものに限る。）、戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で、当該譲渡をした者が家屋滅失時の直前においてイに規定する被相続人に係る被相続人所有家屋に居住していたことを明らかにするもの

第四条第一項中「第十二条第四項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十二条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十二条第五項の規定により適用する同条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、第二項第一号に定める書類のほか、法第十二条第五項に規定する譲渡をした者の戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で、当該譲渡をした者が同項に規定する相続事業用資産を有していた同項に規定する被相続人の相続人（包括受遺者を含む。）に該当することを明らかにするものとする。

第六条の二を次のように改める。

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六条の二　令第十七条第一項第一号ロに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令第十七条第一項の債務処理に関する計画（次号において「再建計画」という。）に係る債務者に対し株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項に規定する再生支援をする株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

二　再建計画に係る債務者である内国法人、その役員及び株主等（株主等となると見込まれる者を含む。）並びに債権者以外の者で、当該再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（当該者が三人以上（当該内国法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上）選任される場合の当該者に限る。）